

第1回専門部会(8月9日開催)における委員意見

■子供家庭支援センターとの連携

- これまで、東京都、児童相談所と車の両輪として連携してきた機関であり、児童虐待防止のための都の条例の中に改めて明確に位置づけることは、都民にとっても、わかりやすい。
- 児童相談所と子供家庭支援センターが、円滑に協働・連携していけるような根幹的な規定ができるとよい。
- 児童相談所は専門機関として、子供家庭支援センターを支援する視点も必要

■体罰禁止

- 保護者が、虐待行為となる体罰としつけとを混同することがないように、体罰禁止を明確化することが必要
- 一方で、子育てに対する認識が混乱しないよう、規定の仕方は慎重に検討することや、(規定とは別に)子育てについての明確な方法や、支援を受けられることを明示していくことが必要
- 罰則は不要。子供を分離されること自体が保護者にとって相当のダメージであり、また、暴行や傷害等となれば、刑法による処罰もある。

■乳幼児健康診査の受診

- 現在、乳幼児健診の未受診者は数%であり、その数%にアプローチできないところで現場の保健師は困っている。現場の対応方策の1つとして、受診すべきことの根拠を保護者に明示できるとよい。

■子供の福祉に関係する団体以外の民間団体の情報提供(児童相談所の調査への協力)

- 民間団体が情報提供を躊躇する理由の1つとして、個人情報保護の責任に問われるおそれ挙げられる。応諾義務まで規定されていなくとも、条例の規定に基づいて情報提供の依頼に応じるという枠組みを明らかにすることで、提供しやすくなる形になるのがよい。
- 情報提供した民間機関が、(子供等の支援の必要性のため)逆に情報を得るには、要保護児童対策地域協議会を活用

■子供への支援

- 虐待を受けている子供は、SOSを発した場合に、自分がその後どうなるのかわからない。成長・発達に応じた情報提供と自身の意見表明などが重要であり、その観点からも、子供への支援や普及啓発等について、具体的規定が必要

■支援者に対する支援

- 児童虐待防止等のための活動を行っている民間団体や児童福祉施設職員、里親等との連携やそれらの支援者に対する支援の視点が必要

■その他

- 10代の子供の自殺の背景に、家庭での叱責や親子関係の不和が原因となっているものもあり、未然防止のための検証が必要。一方で、悲しみなどの遺族の心情を踏まえると検証対象とすることの困難性もある。